

本格化する介護離職者ゼロへの取り組み

◆2017年1月から施行される「改正育児・介護休業法」

政府が「新三本の矢」の1つとして掲げている「介護離職ゼロ」への取り組みが2017年から本格化する。17年1月に施行される「改正育児・介護休業法」はその政策の一環で、介護休業、介護休暇、労働時間の短縮等の3つの柱がある。

一定の期間休業できる介護休業（最長93日）の取得は1回限りであったものが3回まで分割して取得できる。病院の付き添いなど単発で取得する介護休暇（年間5日）は、半日単位での取得が可能となる。また、介護休業期間中の措置に含まれていた労働時間の短縮は介護休業とは別に3年間で2回以上利用できる。

介護・看護を理由とする離職者数は年間約10万人いる。介護をしながら仕事をしている就業者数は約300万人おり、介護離職者予備軍は約100万人いるという推計もある。政府は20年代初めまでに介護離職者数をゼロにする方針だ。

◆介護離職者ゼロに向け企業は独自の対策を拡充

介護離職者や介護をしている就業者は、管理職などの企業の中核を担う50代が最も多く、介護離職対策は企業にとっても喫緊の課題だ。みずほフィナンシャルグループは16年10月から介護休業期間を最大3年に延長したり、休業者に代わって仕事を引きうける社員に特別賞与を加算するといった制度を新設した。三菱重工業も16年10月から介護などで毎日出勤することが難しい場合は1週間に1回4時間以上出勤すれば在宅勤務が出来る新制度を導入した。ユニ・チャームも17年1月から全社員を対象にした在宅勤務制度を導入する。この他、独自の給付金制度や介護費用の補助などの経済的支援や介護への理解を促すための介護実技セミナーの受講など、独自の支援体制を創設する企業の動きが活発化している。

一方、気になる調査結果がある。有料老人ホームを運営するオリックス・リビングが16年11月に公表した調査（40歳以上の就業者対象）によると介護休業制度について「内容は知らない」と回答した割合が約8割に上ることがとわかった。介護は突然始まり長期間にわたることが多いため、事前に備えることが肝心だ。介護休業制度などの周知、普及も重要な対策の一つになりそうだ。 【新井佳美】